

# 説 明 書

岡山県庁舎耐震化整備基本・実施設計プロポーザルに係る調達手続の公告に基づく随意契約に係る見積書の徴取の相手方の選定については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

## 1 調達手続の公告日

平成30年4月3日(火)

## 2 契約担当者

岡山県知事 伊原木 隆太  
岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県総務部財産活用課  
電話番号 086-226-7236  
電子メール zaisan@pref.okayama.lg.jp

## 3 契約時期

平成30年7月上旬(予定)

## 4 業務概要

### (1) 対象建物

本庁舎(本館)、議会棟(旧館) : 改修(耐震、内・外装、設備等)  
エネルギーセンター棟(仮称) : 新築  
※事業を進めるうえで必要となる、他棟の改修も含む。

### (2) 業務内容

基本設計、実施設計  
※地質調査を含む。詳細は、業務委託仕様書、特記仕様書による。

## 5 貸与資料

下記報告書の貸与を希望する者は、2に問合せを行い、貸与を受けること。  
平成29年度 岡山県庁舎耐震化整備基本計画(本編、資料編、耐震診断結果報告書)  
平成28年度 岡山県庁舎耐震化整備基本構想(本編、資料編)  
平成27年度 岡山県庁舎耐震化整備基礎調査(抜粋版)

## 6 審査等

岡山県庁舎耐震化整備基本・実施設計プロポーザル選定委員会において、参加表明書等及び技術提案書の審査を行い、最優秀者及び次点者を選定する。  
選定委員会は、以下の5名で構成する。

上田 恭嗣	ノートルダム清心女子大学	人間生活学部	教授
立花 俊徳	国土交通省中国地方整備局岡山営繕事務所		所長
西本 靖	岡山県土木部技術総括監		
有森 達也	岡山県土木部都市局建築営繕課		課長
須江 裕紀	岡山県総務部		次長

## 7 現地見学会の実施

### (1) 日時

- ア 平成30年4月13日(金) 午前10時～午後4時の間で実施(所要時間1時間程度)
- イ 集合時間は、申し込み状況に応じて決定のうえ、申し込み者あて通知する。

### (2) 集合場所

本庁舎(本館)1階 県民室

### (3) 見学内容

- ア 地階(現エネルギーセンター、食堂予定場所)及び基準階
- イ 屋上
- ウ 建物外周(エネルギーセンター建設予定場所)
- エ その他

### (4) 申し込み

- ア 受付期間:平成30年4月3日(火)から4月10日(火)
- イ 申込方法:「現地見学会申込書(別記様式)」に記載し、**2**あて電子メールで提出する。なお、電子メールの標題は、「現地見学会申込」とする。

### (5) 留意点

- ア 見学会の参加は任意であり、参加要件ではない。
- イ 1参加共同企業体につき5名までとする。なお、見学会時の参加者と、参加表明時の構成員が変更することは差し支えない。
- ウ 見学会時は、参加表明書等及び審査に係る質疑応答は行わない。

## 8 参加にあたっての基本的事項

### (1) 業務実施上の条件

- ア 管理技術者、総合主任担当技術者及び構造主任担当技術者は一級建築士であり、かつ、共同企業体の代表者の組織に所属していること。
- イ 管理技術者は記載を求める各主任担当技術者を兼任しないこと。また、記載を求める主任担当技術者は他の業務分野の主任担当技術者を兼任しないこと。
- ウ 積算、電気設備及び機械設備の各主任担当技術者は共同企業体の代表者又は代表者以外の構成員の組織に所属していること。
- エ 管理技術者は設計又は工事監理業務に係る手持ち業務(管理技術者又は主任技術者の立場で従事している業務に限る。)が、本件を含め5件以内であること。
- オ 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の協力事務所が岡山県測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格を有している者である場合、岡山県知事から建設工事等入札参加資格に係る指名停止又は指名除外を受けていないこと。
- カ 業務受託者は、業務期間中いずれの期間においても、上記ア～オまでの条件を満たすこと。

### (2) 参加表明書等及び技術提案書に関する留意事項

- ア 提出期限以降における参加表明書等及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- イ 契約担当者は、提出された参加表明書等及び技術提案書を第一次審査及び第二次審査以外に、提出者に無断で使用しない。
- ウ 契約担当者は、第一次審査及び第二次審査を行う作業に必要な範囲において、提出された参加表明書等及び技術提案書の複製を作成することがある。
- エ 参加表明書等及び技術提案書の作成のために発注者から受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- オ 提出された参加表明書等及び技術提案書は、返却しない。
- カ 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

## 9 参加表明書等（第一次審査用）の作成要領

### (1) 提出期限

平成30年5月8日(火) 午後5時まで

### (2) 提出場所

2に同じ

### (3) 提出書類

様式	留意事項	部数
参加表明書 【様式1-1】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡担当者の所属、氏名及び連絡先電話番号を記載する。</li> <li>・建築士法に基づく事務所の登録状況を記載し、建築士事務所登録証明書を1部添付する。</li> <li>・様式は、2者で構成する共同企業体での参加を想定して示したものであり、3者で構成する共同企業体の場合は、適宜様式を変更して記載する。</li> </ul>	1部
誓約書 【様式1-2】		1部
共同企業体協定書の写し 【様式2-1】 同第7条に基づく覚書の写し 【様式2-2】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式は、2者で構成する共同企業体での参加を想定して示したものであり、3者で構成する共同企業体の場合は、適宜様式を変更して記載する。</li> </ul>	1部
設計業務実績調書 (代表者) 【様式3-1】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接受注した庁舎又は事務所の用途に供する建築物の新築、増築又は耐震改修（スリット施工のみの改修を除く。）に係る設計業務（同一の建築物で基本設計及び実施設計のいずれの業務も完成させたものに限る。）で、1棟の延べ面積のうち庁舎又は事務所の用途に供する部分の面積（増築又は耐震改修の場合は、当該増築又は耐震改修に係る部分の面積に限る。）が8,000㎡以上のものに係る業務を平成15年度以降に完成させた実績を3件以内で記載する。</li> <li>・記載した業務については、実績を証する書類の写しを添付する。 例) 委託契約書の写し、委託仕様書の写し、図面等</li> </ul>	10部
設計業務実績調書 (代表者以外の構成員) 【様式3-2】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接受注した建築物の新築又は増築に係る設計業務（同一の建築物で基本設計及び実施設計のいずれの業務も完成させたものに限る。）のうち、1棟の延べ面積（増築の場合は、当該増築部分の面積に限る。）が4,000㎡以上のものに係る業務を平成15年度以降に完成させた実績を3件以内で記載する。</li> <li>・記載した業務については、実績を証する書類の写しを添付する。 例) 委託契約書の写し、委託仕様書の写し、図面等</li> </ul>	10部

<p>担当チームの技術者数・保有資格調書 【様式4-1】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本委託業務を担当するチームの技術者の状況について記載する。</li> </ul>	<p>10部</p>
<p>担当チームの構成員名簿 【様式4-2】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一級建築士、構造設計一級建築士又は建築設備士の資格を保有する技術者の「法令による免許・国家資格」の写しを名簿順に添付する。</li> <li>記載する全ての技術者について、所属事務所名欄に記載の組織に雇用関係があることを証明する書類（健康保険被保険者証等）の写しを添付する。</li> </ul>	<p>10部</p>
<p>配置予定技術者調書 (配置予定技術者の設計業務実績) 【様式5-1】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置予定の管理技術者及び各主任担当技術者について記載する。</li> <li>実務経験年数は、資格取得後、評価基準日（平成30年5月8日）における経験年数（1年未満は切り捨て）を記載する。</li> <li>業務実績には、庁舎又は事務所の用途に供する建築物の新築、増築又は耐震改修に係る設計業務（同一の建築物で基本設計及び実施設計のいずれの業務も完成させたものに限る。）で、1棟の延べ面積のうち庁舎又は事務所の用途に供する部分の面積（増築又は耐震改修の場合は、当該増築又は耐震改修に係る部分の面積に限る。）が15,000㎡以上のものに係る業務を平成15年度以降に完成させた実績を各技術者について2件以内で記載する。</li> </ul>	<p>10部</p>
<p>配置予定技術者調書 (管理技術者の業務の繁忙度) 【様式5-2】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年7月1日時点において管理技術者又は主任担当技術者の立場で従事している設計業務又は工事監理業務を全て記載する。</li> </ul>	<p>10部</p>
<p>配置予定技術者調書 (主任担当技術者の業務の繁忙度) 【様式5-3】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年7月1日時点において従事している設計業務又は工事監理業務を記載する。ただし、3件を超える場合は、規模の大きいものから3件記載する。</li> </ul>	<p>10部</p>

## 10 技術提案書（第二次審査用）の作成要領

### (1) 提出期限

平成30年6月15日(金) 午後5時まで

### (2) 提出場所

2に同じ

### (3) 提出書類

ア 技術提案書提出届【様式6】

提出部数：1部

イ 技術提案書【様式7-1～7-3】

(ア) 様式：A3用紙横 3枚

(イ) 提出部数：10部

### (3) ヒアリングの実施

ア 日時

平成30年7月上旬(予定)

イ ヒアリングの参加人数

1 共同企業体につき、5名までとする。

ウ ヒアリングの所要時間

1 共同企業体につき、概ね30分(説明20分、質疑応答10分)を予定している。

エ その他

詳細は、別途、第一次審査により選定された者に通知する。

### (6) 技術提案の内容

ア 業務実施方針	様式
① 業務への取組体制、設計チームの特徴 ② 業務実施スケジュール及びスケジュール管理方法 ③ 発注者との適時適切な合意を踏まえた業務の進行	【様式7-1】

イ 県庁舎耐震化整備に関する提案		様式
テーマ	項目	
居ながら工事を前提とした、最適な工事工程・仮設計画	① 工事中における、職員や来庁者の動線確保、県庁舎の業務や議会運営への影響を低減する、騒音・振動等の対策	【様式7-1】
	② 円滑な引越計画及び工期短縮の方針	
働きやすく、県民にも親しまれる庁舎への改修	① デザイン性にも配慮し、ブレース設置により分断される課室の一体性や廊下(避難経路)の動線を確保する設計方針	【様式7-2】
	② 県民に親しまれる県民室及び地下食堂の空間づくり	
	③ 地階の整備に伴う守衛ゾーンの再配置、オープンフロア化に対応したセキュリティ確保の方針	
県庁舎の外観や周囲の景観への配慮	① 県庁舎の外観イメージを継承しつつ、安全を確保した外装や回廊の設計方針	【様式7-3】
	② 新築エネルギーセンターの既存建物との調和に配慮したデザイン方針	
環境負荷の低減に関する取組み	① 地域性及び県庁舎の現状を考慮した、より効果的な環境負荷低減に関する取組み方針	

## (7) 提案表現の制限

- ア 具体的な会社名、過去に行った業務名等により、提出者(協力事務所を含む。)を特定することができる内容は記載しないこと。
- イ 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- ウ 文字は、10ポイント以上の大きさとする。なお、図・表中の文字についてはこの限りでないが、読みやすさに配慮すること。
- エ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限の範囲で認めるものとし、模型写真・建物全体の透視図等を使用してはならない。
- オ 制限に抵触する場合は、減点の対象とする場合がある。

## 11 評価基準

別添「岡山県庁舎耐震化整備基本・実施設計プロポーザル評価基準」による。

## 12 選定されなかった理由の説明要求と回答

### (1) 要求方法

第一次審査において第二次審査の対象者として選定されなかった旨の通知を受けた者及び第二次審査において最優秀者又は次点者として選定されなかった旨の通知を受けた者は、契約担当者に対して、選定されなかった理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

- ア 提出期限：選定されなかった旨の通知を受け取った日の翌日から起算して3日以内(県の休日を算入しない。)
- イ 提出場所：岡山県総務部財産活用課
- ウ 提出方法：ファックス
- エ 宛 先：086-224-3660

### (2) 回答

契約担当者は、説明を求められた場合、提出期限の翌日から起算して3日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 13 説明書に対する質問

### (1) 質問方法

この説明書に対し、次に従い、書面(様式は自由)により質問することができる。

- ア 提出期間：平成30年4月3日(火)から平成30年4月20日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所：岡山県総務部財産活用課
- ウ 提出方法：ファックス
- エ 宛 先：086-224-3660

### (2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

- ア 期 間：回答可能となった日から平成30年6月15日(金)まで
- イ 場 所：岡山県総務部財産活用課ホームページ

## 14 その他

- (1) 参加表明書等に虚偽の記載をした場合は、参加表明書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (2) 参加表明書等に記載した配置予定技術者は、原則として変更することができない。
- (3) 業務受託者は、参加表明書等に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。